

資料

カモコ号事件（パナマ対フランス）船舶積放判決

青 木 隆／訳

はしがき

以下に訳出するのは、パナマが仏当局により排他的経済水域における漁業規制違反の廉でレユニオン諸島に抑留された漁船カモコ号の積放を旗国として請求した事件に関して、国際海洋法裁判所が二〇〇〇年二月七日に下した判決文の邦訳である。

船舶積放に関する手続としては、サイガ号に続いて二番目の事件となる。このたびの判決では、冒頭に次のような目次が示されていて、判決の構成がいっそう把握しやすくなっている。

序（1—24項） 事実背景（25—42項） 管轄権（43—48項） 受理可能性に対する抗弁（49—60項） 条

約七三条2の不遵守（61—72項） 保証金又は他の金
銭上の保証の形式と金額（73—76項） 判決の翻訳

（77項） 主文（78項）

ここからも明らかなように、本件では、沿岸国フランスの決定した積放のための保証金の額と形式が、条約の定める「合理的な」ものであるか否かが争点に含まれている。

今回も、言渡し直後に国際連合の海洋法ウェブサイトに公表された判決英語文（仏語文とともに正文）をインターネットを通じて入手し典拠として用いた。この文書は Consolidated Draft のタイトルで、テキストの正確性について最終的な確認はできないものであることをお断りしておきたい。なお、数箇所の項番号に見られる誤りは、修正を加えている。また、訳文中「」は原文のままであり、

見出しなど原文にはない記述を訳者が補った箇所には「」を付した。

国際海洋法裁判所

カモコ号事件(パナマ対フランス)船舶釈放判決

序

〔手続〕

1 二〇〇〇年一月一日、裁判所書記は、パナマ外務大臣の一九九九年二月二八日付書簡により、ラモン・ガルシア・ガラルド氏及びジャンジャック・モレル氏が漁船カモコ号 (Camouco) に関しパナマに代わって海洋法に関する国際連合条約(以下、条約という。)第二九二条により申立てを立う権限を与えられたことを通報された。

2 二〇〇〇年一月一日、フランスに対する条約第二九二条によるカモコ号及びその船長の速やかな釈放に関する申立書がパナマに代わって提出された。申立書には、ブリュッセル及びブルゴスの弁護士ラモン・ガルシア・ガラルド氏のパナマ代理人としての任命を通報する同日付の在ブリュッセルパナマ国大使館領事業務担当官からの証明書が添付されていた。申立書の認証謄本は、同日、裁判所書記の口上書によりパリのフランス外務大臣に送達されると

もに、ドイツ駐節フランス大使に託された。

3 二〇〇〇年一月一日、パリの外務省法規課長発の書記宛書簡により、フランス代理人として外務省法規課次長ジャンフランソワ・ドーベル氏の任命を通報された。

4 裁判所長は、裁判所規則(以下、規則という。)第一一二条3に従って、二〇〇〇年一月一日命令により、申立てに関する弁論の期日を二〇〇〇年一月二七日及び二八日に定めた。その命令の通報は直ちに当事者に伝達された。

5 書記による二〇〇〇年一月一日付口上書により、フランス外務大臣は、フランスの応答声明書は規則第一一二条4により弁論の二四時間前まで提出できることを通報された。

6 申立ては、総件簿に第五号事件として「カムコ号事件 (The "CAMOUCO" Case)」の件名で記載された。

7 条約の締約国は、裁判所規程第二四条3により、書記による二〇〇〇年一月一日付口上書によって申立ての通報を受けた。二〇〇〇年一月一日に、国連事務総長は、一九九七年二月一八日の国際連合と国際海洋法裁判所との間の協力及び関係に関する協定に従って、裁判所副書記により申立ての受領の通報を受けた。

8 裁判所長は、規則第四五条及び第七三条に従って、二

〇〇〇〇年一月二〇日に両当事国代理人と電話協議し、各当事者の見解提出の順序及び時期並びに口頭手続中に提出する証拠に関するその見解を確認した。

9 規則第七二条に従って、証人及び専門家に関する情報がパナマ代理人により二〇〇〇年一月一八日及び二一日に、フランス代理人により一月二四日に裁判所に提出された。

10 フランスは、二〇〇〇年一月二五日に、その応答声明書をフアクシミリで裁判所に発信し、その謄本は、直ちにパナマ代理人に発信された。

11 二〇〇〇年一月二六日、パナマ代理人は、規則第六三条1及び2並びに第六四條3による文書提出を完了させるために文書を提出した。これらの文書の謄本は、フランス代理人に發出された。

12 裁判所は、書面手続が終結し、弁論の開始に先立つ二〇〇〇年一月二六日に、裁判所規則第六八条に従って、その冒頭評議を行った。

13 二〇〇〇年一月二七日、裁判所長は、規則第四五條に従って、当事者代理人と協議を行った。

14 口頭手続の終結に先立ち、当事者は、「裁判所における立論の準備及び提出に関する指針」第一四項により求められる文書を提出した。

15 裁判所規則第六七條2に従って、文書及びその添付書類の謄本は、口頭手続開始の日から公開された。

16 二〇〇〇年一月二七日及び二八日に開かれた四度の公開廷において、次に掲げる者により口頭弁論が行われた。

パナマの名において

代理人 ラモン・ガルシア・ガラルド氏

補佐人 ジャンジャック・モレル氏

フランスの名において

代理人 ジャンフランソワ・ドーベル氏

補佐人 ジャンピエール・ケヌデック氏

17 パナマ代理人は、弁論中に、ヴィデオモニターに表示された多くの提示物（次に掲げるものを含む。）を呈示した。

―クロゼ諸島周辺海域を示す海図二葉、クロゼ諸島周辺の漁業区域を示す海図一葉、カモコ号が取ったとされる針路を示す海図一葉

―底延縄漁法を示すスライド

―南氷洋海域における底延縄漁法を示すヴィデオ

―カモコ号及び延縄引揚装置を示す写真

各呈示物の原本は、書記に提出され、適正に記録された。
18 二〇〇〇年一月二七日に開かれた公開廷において、パ

ナマ代理人により、船主ドミンゴ・キャンデイド・フェルナンデス・ペレス氏及び船舶検査監アントニオ・アロンソ・ペレス氏が専門家として召喚され、ガルシア・ガラルド氏により喚問された。フェルナンデス・ペレス氏は、ケヌデック氏により反対尋問された。フェルナンデス・ペレス氏及びアロンソ・ペレス氏は、スペイン語で証言した。これら専門家の証言を裁判所公用語に翻訳するために必要な手配が行われた。

19 パナマ代理人は、二〇〇〇年一月二七日、二人の専門家に対して行う質問のリスト、アロンソ・ペレス氏の履歴書及びカモコ号に関する技術的報告書を提出した。

20 同日、裁判所が当事者に特に取り組むことを望む争点のリストが代理人に通告された。

21 パナマ代理人は、二〇〇〇年一月二八日、裁判所が当事者に向けて行った質問に対する書面による回答を提出した。フランス代理人は、同日の弁論中に、口頭で回答を行った。

22 二〇〇〇年一月二八日の審理中に、裁判所長は、規則第七一条の規定並びに二〇〇〇年一月二七日及び二八日の審理において当事者が言及し、その謄本が相手方に送付された追加的な文書に当事者の注意を喚起した。当事者は異

議を申し立てなかったため、裁判所長は、それらの追加的な文書が、必要な場合には、裁判所公用語の一への翻訳文とともに提出されるべきことを述べた。

〔当事者の主張〕

23 申立書及び応答声明書において、当事者から次に掲げる申立が提出された。

パナマの名において
申立書において

1 裁判所は、国連海洋法条約第二九二条により、本日提出された申立てを受理する権限を有すると認定すること

2 申立ては許容されると宣言すること

3 フランス共和国は、カモコ号の拿捕を速やかにパナマ共和国に通報しなかったことにより、第七三条4の規定の遵守を怠ったと宣言すること

A カモコ号船長ホンブル・ソブリド氏に関し、

4 適正手続のための中間措置として、フランス共和国はホンブル・ソブリド氏がまもなくハンプブルクにおいて行われる審理に出席することを認めるよう要求すること

5 フランス共和国は、拿捕された船舶の船長の速やか

な釈放に関する条約規定の遵守を怠っていると認定すること

6 フランス共和国に対し、保証金なしにホンブル・ソブリド船長を速やかに釈放するよう命令すること

7 フランス共和国は、船長に対して事実上違法な抑留に相当する刑事措置を適用して、条約第七三条3の規定の遵守を怠っていると認定すること

B カモコ号に関し、

8 フランス共和国は、船舶カモコ号の速やかな釈放に關して条約規定の遵守を怠っていると認定すること

9 フランス共和国に対し、カモコ号の船主が既に被った損失及び経費に鑑み、保証金なしに同号を速やかに釈放するよう命令すること

10 選択的に、カモコ号及びホンブル・ソブリド船長の釈放を確保するためにメルセ・ペスカ社が支払又は提供すべき保証金または他の金銭上の保証の額、性質及び形式を決定すること

この関連において、原告は、裁判所が、現金ではなく欧州第一位の銀行による銀行保証の形式により、支払が国際海洋法裁判所に対して行われ、適当な手段により船舶の釈放と引換にフランス当局に送付さ

れる保証金を選ぶことを明記するよう求める。

保証金の額に関して、同様の事件に適用される規則に留意しつつ、原告は、裁判所は、メルセ・ペスカ社がカモコ号への乗船以来負担した多くの支出を勘案して、総額一〇万フランスフラン（以下、フランという。）（約一万五〇〇〇米ドル）を超えない保証金を決定するよう申し入れる。

11 フランス共和国が本件手続から原告に生じた費用を負担するよう命令すること

フランスの名において

応答声明書において

上述の事実及び法的根拠に基づき、フランス共和国政府は、手続の後の段階において必要な場合に追加又は修正する権利を留保しつつ、裁判所に対して、パナマ共和国の名において提出されたこれに反するすべての立論を却下し、裁判所にカモコ号及びその船長の速やかな釈放の命令を求める申立ては許容されないと宣言することを求める。

24 規則第七五条2に従って、審理の終結に当たり、当事者から次に掲げる最終申立が行われた。

パナマの名において

裁判所は、次のことを求められる。

- 1 裁判所は、国連海洋法条約第二九二条により申立てを受理する権限を有すると宣言すること
- 2 裁判所は、二〇〇〇年一月一七日にパナマ共和国により提出された本件申立ては、許容されると宣言すること
- 3 フランス共和国は、カモコ号の拿捕及び抑留並びにといった措置又はとることになる措置に関するパナマ共和国への遅延しかつ不完全な通報により、第七三条４の規定に違反したと宣言すること
- 4 フランス共和国は、カモコ号船長の速やかな釈放に関して条約の規定を遵守していなかったと認定すること
- 5 フランス共和国は、船舶カモコ号の速やかな釈放に関する条約の規定を遵守していなかったと認定すること
- 6 フランス共和国の、違法な抑留に相当する刑事的性格の暫定措置を船長に適用することによる、第七三条３の規定の不遵守を認定すること
- 7 フランス共和国は、押収された積荷の価格（三五万

フラン）を減額しない段階で一三〇万フランの合理的な保証の支払によって、すなわち、最終的に最高額九万五万フランの保証によりカモコ号を速やかに釈放するように要求すること

- 8 上記の額が、欧州の主要な銀行の銀行保証の手段により、船舶及びその船長の速やかな釈放と引換にフランス当局に適正に送付されるため、国際海洋法裁判所の管理下に置かれるべく提出されるよう命令すること
- 9 手続規則第六四条４に従い、国際海洋法裁判所判決のスペイン語訳文を準備すること

フランスの名において

フランス政府は、パナマ共和国の名において提出されたこれに反するすべての申立てを却下し、次のように裁判し宣言することを求める。

- 1 裁判所にカモコ号及びその船長の速やかな釈放を求める申立ては許容されない。
- 2 選択的申立てとして、カモコ号が保証金の提供により釈放すべきものと決定される場合には、保証金は総額二〇〇〇万フランを下まわってはならないこと及びこの額は支払保証小切手又は銀行為替手形の形式により

提供されるべきこと

事実背景

25 カモコ号は、パナマの国旗を掲げる船舶である。その所有者は、パナマに登録された会社「メルセ・ペスカ社（Merce Pesca (S. A.))」である。

26 一九九八年九月二一日にカモコ号は、パナマに一時的に登録された。登録は、二〇〇二年九月二〇日まで効力を有する。パナマは、カモコ号に対し、南緯二〇度ないし五〇度、西経二〇度ないし八〇度の南大西洋の「国際水域（International Waters）」における「マゼランアイナメ（Patagonian toothfish）」〔以下、日本の漁業界の慣用に従い「銀ムツ」と略記する。〕の底延縄漁業の漁獲免許を交付した。

27 一九九九年九月一六日、カモコ号は、南氷洋（Southern seas）で底延縄漁業に従事するためにウオルヴィス湾（ナミビア）の港を出港した。その船長は、スペイン国民ホセ・ラモン・ホンブル・ソブリド氏であった。

28 一九九九年九月二八日一五時二九分、カモコ号は、クロゼ諸島の排他的経済水域（以下、経済水域と略記する。）内のその北側境界から一六〇海里的地点においてフランス

の監視艦フロレアルにより乗船を受けた。

29 一九九九年九月二八日に、フロレアルの艦長及び二名の士官により作成された違反調書（Procès-verbal d'infraction）第一／九九号によれば、カモコ号は、一九九九年九月二八日一三時二八分、クロゼ諸島の経済水域内で延縄を流しているのをフロレアル艦載ヘリコプターの機長により目撃された。違反調書はさらに、カモコ号がフロレアルからの呼びかけに応答せず、一四時三一分に停船されるまで、カモコ号の乗員が四八個の袋及び書類を投棄しつつ、フロレアルから逃れようとしたこと、並びに、これら袋のひとつが回収され、三四キログラムの生の銀ムツが入っていたのが確認されたことが記録されている。違反調書はまた、カモコ号の船倉から六トンの冷凍銀ムツが発見されたこと及びカモコ号船長は、以下の点において法律に違反したことを述べる。

- (a) フランスの管轄権下にあるクロゼ諸島の経済水域において違法な漁獲を行ったこと
- (b) 船内に冷凍銀ムツ六トンを所持しながら、クロゼ諸島の経済水域への入域の申告を怠ったこと
- (c) 外国国旗を掲揚しながら、船体の標識を隠蔽したこと
- (d) 海事当局による検認を回避するため逃走を企てたこと

違反調書は、カモコ号船長がこの調書への署名を拒否したことを記録する。

30 一九九九年九月二九日、カモコ号は、仏海軍に護送されて、レユニオン島のポールデガレに向けて針路を変え、一九九九年一〇月五日に到着した。

31 一九九九年九月二九日一三時一三分にフロレアルの海軍少佐が作成した調書 (Procès-verbal d'appéhension) 第一／九九号は、カモコ号、漁獲物、航海及び通信装置並びに船舶及び乗員の書類を押収したことを記録する。調書第一／九九号は、カモコ号船長が同調書への署名を拒否したことを記録する。

32 申立書によれば、カモコ号船長は、次のように供述した。彼は、クロゼ諸島の経済水域を漁獲することなく単に南北方向に横切ろうとした。彼の漁業免許は国際水域外での漁獲を明示的に禁止していた。カモコ号のクロゼ諸島経済水域への進入をクロゼ当局に申告するのを忘れていたが、一九九九年九月二八日一四時一七分にクロゼ地区長に入域を申告した。六トンの銀ムツはクロゼ諸島経済水域外で漁獲され、カモコ号船上には生の銀ムツはなかった。船長は、フランス当局が回収したと主張した魚袋はカモコ号乗員が投棄したとの主張を争い、カモコ号乗員が投棄した

袋は廃物しか入っていないかったと述べた。

33 一九九九年一〇年七日に、地域海洋局本部が拿捕調書 (Procès-verbal de saisie) (第〇五二／A M／九九号) を作成し、この調書は九月二八日の違反調書でカモコ号船長に帰された嫌疑を繰り返した。拿捕調書 (第〇五二／A M／九九号) は、カモコ号が押収されるべきことを宣告し、その価値を二〇〇万フランと評価した。一九九九年一〇月七日に、船上の銀ムツを押収するために別の拿捕調書 (第〇五三／A M／九九号) が作成された。この拿捕調書は、漁獲量を七六〇〇キログラム、その価値を三八万フランと算出した。

34 一九九九年一〇月七日、船長は、起訴され、サンデニ地方裁判所の予審判事 (juge d'instruction) による司法監視 (contôle judiciaire) の下に置かれた。彼の旅券は、フランス当局により取り上げられた。残余の乗員は、カモコ号の補修を見守るために船内に残った四名を除き、一九九九年一〇月一三日にレユニオンを発った。

35 一九九九年一〇月八日、地域海洋局本部がサンポール第一審裁判所 (tribunal d'instance) からカモコ号拿捕の確認を求め、供託局 (Caisse des Dépôts Consignations) に対して行われる一五〇〇万フラン以上の保証金及び諸費

用の前納によりその釈放を許可するよう要求した。

36 サンポール第一審裁判所は、一九九九年一〇月八日命令において、事案の事実並びに一九九九年九月二八日の違反調書及び一九九九年一〇月七日付拿捕調書（第〇五二／AM／九九号）に含まれる法律違反の容疑に鑑み、また、「特に、船舶の価値及び科される罰に照らして」、カモコ号の拿捕を確認し、拿捕された船舶の釈放は、供託局に対する総額二〇〇〇万フランの現金、支払保証小切手又は銀行為替手形による前納を条件に行われることを命令した。

37 同裁判所は、この命令を支持して、次の規定に依拠した。

- (a) 拿捕の制度に関する及び海洋漁業に関する犯罪を立件する権限を付与される機関の一覧を補足する一九八三年七月五日法律第八三―五八二号（改正）第三条
- (b) フランス南方及び南極領土における海洋漁業及び海産物の開発に関する一九九七年一月一八日法により改正された一九六六年六月一八日法律第六六―四〇〇号第二条及び第四条

(c) 刑事訴訟法第一四二条

38 一九八三年七月五日法律第八三―五八二号（改正）第三条は次のとおり規定する。

権限ある者は、法令に違反する漁獲の用に供された舟船を違反成立の態様を問わず拿捕することができる。

権限ある者は、自ら指定した港に舟船を連行し又は連行する手配を行うものとし、拿捕調書を作成するものとする。舟船は、海洋省に引き渡される。

権限ある者は、拿捕から七十二時間以内に、捕獲地の第一審裁判所裁判官に、拿捕調書を添付して確認の決定のための申請を提出する。七十二時間以内に行われる命令により、舟船の押収又は釈放が決定される。

事情のいかんを問わず、命令は、第七条にいう拿捕又は押収の日から六日以内に行われる。

舟船の釈放は、保証金の提供の後に、押収地の第一審裁判所の裁判官により決定される。裁判官は、保証金の額及び支払方法を刑事訴訟法第一四二条の規定に従い決定する。

39 一九六六年六月一八日法律第六六―四〇〇号（改正）第二条及び第四条は次のとおり規定する。

第二条 何人も、許可を得ないで、漁獲を行い及び海産哺乳動物を捕獲し又は海産物の開発に従事してはならない。

仏領南水洋南極領土の排他的経済水域に進入する船舶は、最寄りの諸島の地域行政政府の長にその存在を通報し、船内に保有する魚の量を申告しなければならない。

第四条 陸上又は船上から、第二条に定める許可を保有しな

いで、漁獲を行い、海産哺乳動物を捕獲し若しくは海産物を開発し又は経済水域進入の通報を怠り若しくは船上の魚の量を申告しなかった者は、罰金一〇〇万フラン及び拘禁六月又はそのいずれかの刑に処する。

第三条の規定により定められる命令に違反して、禁漁区又は禁漁期に漁獲を行った者は、前項に定める刑に処する。

但し、第一項に定める最高刑は、第二条に定める許可を得ず又は第三条の規定により定められる禁漁区及び禁漁期に関する規制に違反して採捕された漁獲の二トンを超える各一トンにつき五〇万フランを加算する。

第二条に定める許可を得ず又は第三条の規定により定められる禁漁区及び禁漁期に関する規制に違反して採捕された海産物の隠蔽（刑法第三二一条に定めるところによる。）は、前項に定める刑に処する。

40 刑事訴訟法第一四二条は、次のとおり規定する。

被告人が保証の提供を要求される場合には、当該保証は次のことを保証する。

- 1 被告人の手続（提起されている罪に関するものであるか否かを問わない。）のすべての段階における出廷、刑の執行、並びに、適当な場合には、被告人に課された他の義務の履行
- 2 次の順序での支払
- (a) 犯罪により生じた損害の賠償及び原状回復並びに被告が

扶助料債務の不履行により起訴されている場合には当該債務

(b) 罰金

保証を提供することを命じる決定は、保証の各部分毎に額を決定する。

第一四二一条 予審判事は、被告の同意を得て、被害者の権利又は扶助料債務の場合にあっては債権者の権利を保証するため定められた部分の保証を当該被害者又は債権者にその要請により預託するよう、仮判決として命じることができ

る。この預託は、被告の同意がない場合であっても、執行可能な判決が、被害者又は債権者に手続の主題である事実に関して仮給付を認める場合にも、命令することができる。

第一四二二条 保証の第一部分は、被告人が（提起されている罪に関するものであるか否かを問わない。）手続のすべての段階に出廷し、裁判所による監督の義務を履行し、かつ、判決の執行に服した場合には、返還される。

正当な理由なく、これが行われない場合には、国庫に没収する。

但し、公訴棄却、赦免又は無罪の場合には、返還される。

第一四二三条 犯罪被害者又は扶助料債務の場合にあっては債権者に預託されていない保証金の第二部分を除く額は、

公訴棄却の場合には返還し、第三七二条が適用されない限り、赦免および無罪の場合にも返還する。

有罪の場合には、保証は第一四二条（第一項２）の規定により使用される。余剰分は、返還される。

この条の規定の適用の条件は、参事院令により定められる。

41 一九九九年一月二二日にメルセ・ベスカ社及びカモコ号船長は、一九九九年一月七日付拿捕調書（第〇五二／ＡＭ／九九号）及び拿捕調書（第〇五三／ＡＭ／九九号）により押収された物品の速やかな返還を確保し、保証金の額の減額を求めるために、サンポール第一審裁判所に緊急手続のための訴を提起した。訴状において、就中、条約第七三条２及び第二九二条により求められる「合理的な」保証金を定める義務が履行されていないと主張された。

42 一九九九年一月二四日、サンポール第一審裁判所は、請求を棄却する命令を行った。同裁判所は、「刑事訴訟法第一四二条の規定を適用して保証を決定するのは、事件の審理を担当する裁判所の裁判官であり、裁判官には、事案の事実を斟酌して、科される罰の支払の保証と法的手続への被告人の出席の確保という二点の根拠たる考慮を説明することは要求されていない」と述べた。この命令に対する上訴は、サンデニ控訴裁判所（cour d'appel）に係属中で

ある。

管轄権

43 原告は、被告が条約の合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後の船舶又はその乗組員の速やかな積放の規定を遵守していないと主張する。被告は、これを否定する。

44 裁判所は、初めに申立てを受理する裁判所の管轄権の問題についての検討を手がけることとする。条約第二九二条が、裁判所の管轄権を根拠づけるために満たすべき要件を定める。同条は、次のとおり定める。

第二九二条 船舶及び乗組員の速やかな積放

1 締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに積放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、積放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留のときから十日以内に紛争当事者が合意しない場合には、積放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第二百八十七条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができ

る。

2 釈放に係る申立てについては、船舶の旗国又はこれに代わるものに限って行うことができる。

3 裁判所は、遅滞なく釈放に係る申立てを取り扱うものとし、釈放の問題のみを取り扱う。ただし、適当な国内の裁判所に係属する船舶又はその所有者若しくは乗組員に対する事件の本案には、影響を及ぼさない。抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員をいつでも釈放することができる。

4 裁判所によって決定された保証金が支払われ又は裁判所によって決定された他の金銭上の保証が提供された場合には、抑留した国の当局は、船舶又はその乗組員の釈放についての当該裁判所の決定に速やかに従う。

45 パナマ及びフランスとともに条約締約国である。パナマは一九九六年七月一日に条約を批准し、条約はパナマについて一九九六年七月三十一日に効力を発生した。フランスは一九九六年四月一日に条約を批准し、条約はフランスについて一九九六年五月一日に効力を発生した。

46 係争事態の時点及び現在ともに、パナマのカモコ号の旗国としての地位は、争われていない。当事者は、抑留のときから一〇日以内に抑留からの釈放の問題を別の裁判所に付託することを合意していない。裁判所は、申立ては条約第二九二条2の規定に従い原告に代わって適正に行われ

たこと並びに申立ては規則第一一〇条及び第一一二条の要件を満たしていることを書き留める。

47 裁判所はさらに、被告は裁判所の管轄権を争っていないことを書き留める。

48 以上の理由により、裁判所は申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

受理可能性に対する抗弁

49 当事者は、申立てが受理可能であるか否かについて不一致であり、よって、裁判所が次に注意を向けなければならないのはこの問題である。条約第二九二条1の規定によれば、釈放の申立ては抑留した国が合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶又はその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を遵守しなかったとの主張に基づく。規則第一一三条2により、裁判所は、主張が「十分に根拠がある」と認める場合には、裁判所の決定する合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後の船舶及びその乗組員の速やかな釈放を命令する。

50 裁判所は、主張が十分に根拠があるか否かについて明らかにする前に、被告による受理可能性に対するいくつか

の抗弁を考慮しなければならない。

51 被告が主張したのは、原告がカモコ号の抑留から三箇月以上経過してから申立てを提出したこと、原告がこの間まったく動きを見せなかったこと、第二九二条は「速やかな釈放」について規定し、これは「速やかな釈放」の觀念に内在する緊急性の特徴 (characteristics of dispatch and urgency) を帯びていること、原告は、速やかに行なわなかったことにより、その行動からエストツベルに類似する状況を生じさせたこと、そして、結果として、申立ては受理可能ではないことである。

52 原告は、第二九二条は申立てに期限を設けていないこと、そして、いずれにせよ、被告が主張するような遅延はないことを述べる。加えて、保証金として提供すべき金額が二〇〇〇万フランであることを確定的に知るに至ったのは、サンポール第一審裁判所が前の命令を確認する命令を行なった一九九九年一月四日になってからであったと述べる。この時点で本裁判所を用いる決定が行われたとも述べる。最終申立において、原告は、被告は条約第七三条4が求めるところに従い、「カモコ号の拿捕及び抑留並びに」該船に関し「……とった措置又はとることになる措置」を原告に通報するのを怠ったと述べる。さらに、原告は、在パ

ナマフランス大使館によりパナマ外務省に条約第七三条4による通報に相当する通知が行われたにせよ、それは拿捕の日からずっと後の一九九九年一月一日になってからであったと述べる。

53 しかしながら、被告は、早くも一九九九年一月一日にレユニオン地方当局は、在パリパナマ総領事館にカモコ号船長がクロゼ諸島経済水域における漁業規制違反の調査の主題であること、カモコ号はレユニオンのポールデガレに転針させられていること、よって、その船長はサンデニ地方裁判所において裁判されうることを通報したと主張する。原告は、かかる通報が在パリパナマ総領事館に受領されたことを否定し、この局面において在パリパナマ大使館からの二〇〇〇年一月二七日付書簡に依拠する。

54 裁判所は、申立ての遅延に関する被告の立論にはなんら意味がないと認定する。結局のところ、条約第二九二条は、裁判所が申立てにおいて行われた主張に十分に根拠があると認定したときの船舶又はその乗組員の速やかな釈放を要求する。旗国が船舶又はその乗組員の抑留後特定の時期に申立てを行うことを求めている。条約第二九二条1の一〇日の期間は、当事者を抑留からの釈放の問題を合意された裁判所に付託できるようにするものである。一〇日

間以内にいずれかの裁判所に又は一〇日の期間の後直ちに本裁判所に行われていない申立ては、第二九二条の意味する「速やかな釈放」の申立てとして扱われないことを示すものではない。

55 被告が主張した許容性に対する別の抗弁は、国内法手続が現在サンデニ控訴裁判所において、サンポール第一審裁判所の命令を争う訴を含めて、継続中であり、その目的は条約第二九二条による本件手続により追求される結果と全く同一であるということである。したがって、被告が主張するには、国内裁判所の決定に対する「第二の救済」として第二九二条に定められた手続を援用する権限はなく、

申立ては明白に「許容性を疑わしくする係争中の事件 (lis pendens) の状況」に相当する。被告は、この局面において、条約第二九五条の国内的救済に注意を喚起し、同時に、「条約第二九五条に定める国内的救済の完了の規則の厳守は第二九二条の手続を開始するのに必要な前提条件とは考えられない」との所見も述べる。

56 原告は、被告の立論を否定し、国内裁判所へ訴えることは条約第二九二条により裁判所の管轄権を援用する権利を全く害さないと主張する。

57 裁判所の見解によれば、国内的救済の完了の要件又は

これに類似するものを第二九二条に持ち込むのは、論理的でない。条約第二九二条は、国内裁判所において不当な保証金を課されるか又は国内法が合理的保証金の支払による釈放を規定していないことによって、船主又は他の抑留により影響を被る者に回避可能な損失を負わせる長期の抑留から船舶及びその乗組員を釈放するために構想された。同等に、第二九二条に定める裁判所の決定する合理的な保証金の支払又は他の合理的な金銭上の保証の提供のみによる釈放を、船舶、その船長又は乗員の国内裁判所における事件の本案を害することなく規定することによって沿岸国の利益も保護している。

58 第二九二条は、国内裁判所の決定を争う上訴ではなく、独立の救済を規定する。こうした趣旨及び目的を阻害する効果を有する制約を第二九二条に読み込むべきではない。

実際に、第二九二条は、抑留の日から短期間での申立て提出を認め、国内救済はかかる短い期間に完了することは通常ではない。

59 この段階において、裁判所は、被告が条約第七三條3及び4の規定に違反したとの宣言を求める原告の申立てを処理したい。裁判所の条約第二九二条による手続における管轄権の範囲は、「合理的な保証金の支払又は合理的な他の

金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに積放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されている」事件のみを含む。第七三条3及び4は、2とは異なり、かかる規定ではないので、その違反の主張の申立が許容される規定ではない。因みに、そうはいつても、速やかな通報の欠如は旗国が第七三条2及び第二九二条の規定を時宜を得てかつ効果的に援用する可能性に影響を及ぼしうるので、七三条2と4の間には繋がりがあるともいえよう。

60 以上に述べた考慮は、被告は航行の自由に関する条約規定に違反し、被告の国内法は条約の規定と両立しないと原告による（最終申立ては繰り返されなかった）主張にも当てはまる。

条約第七三条2の不遵守

61 裁判所は、抑留している国が合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに積放するというこの条約の規定を遵守しなかったとの主張を取り扱う。積放の申立てが成功するためには、抑留国が合理的な保証金の支払後の船舶又はその乗組員の速やかな積放の規定を遵守しなかったとの主張に十

分な根拠がなければならない。本件において、カモコ号の船長は、フランスの経済水域における漁業資源に関するフランスの法律違反で訴追されており、条約第七三条がこれに関連することは争われていない。

62 被告は、条約第七三条2の下で、保証金又は他の保証は拿捕された船舶及びその乗組員が積放可能となる前に満たすべき前提条件であり、原告はカモコ号が拿捕され及びその船長が拘束された直後に速やかに要求されたのに、これまでまったく保証金を提供していないので、申立てはそこに含まれた主張が十分な根拠を持たないものとして却下されるのが相当であると主張する。原告は、これに依って、保証金の支払は第二九二条による申立てに先行すべき条件ではないと述べる。

63 裁判所は、保証金の支払又は他の保証の提供は必ずしも条約第二九二条による申立ての提出に先行すべき条件ではないことを明らかにしたい。ここで、次のように判示した一九九七年二月四日サイガ号事件判決を想起することゝ適當である。

76 条約第二九二条によれば、保証金の支払又は保証の提供はそれに対する違反が第二九二条の手続を適用可能とする条約規定の要件であって、その適用の要件ではない。換言すれ

は、第二九二条を援用するために、保証金の支払又は他の保証の提供は、申立ての根拠である違反のあった条約規定に定められている場合でさえ、現実に行われていなくても差し支えない。

77 第七三条2の違反は、保証金が支払われていない場合にもありうる。迅速性の要件は、独自に価値を有し、保証金の支払が可能でなかったり、拒否されていたり若しくは沿岸国の法令に定められていない場合又は要求された保証金が不合理であると主張される場合に、効果を発揮することができ

64 申立てにおいて、原告は、フランス裁判所の定めた二〇〇〇万フランの保証金が「合理的」ではないと主張する。最終申立において、原告は、合理的な保証金の額は一三〇万フランであり、そこから押収された積荷の価格（三万五万フラン）を減額すべきであると述べた。被告は、カモコ号船長及びメルセ・ペスカ社に科されうる罰金の最高額は三〇〇〇万フランを上回り、この数字だけでもフランス裁判所の要求した保証金の額の合理性を示すに十分であると述べた。

65 したがって、裁判所に必要なのは、フランス裁判所により課された二〇〇〇万フランの保証金は、この手続にとって合理的であるか否かを決定することである。

66 サイガ号事件において、裁判所は、「合理性の基準に

は、保証金又は他の金銭上の保証の額、性質及び形式を含む。保証金又は他の金銭上の保証の額、形式及び性質の総合的バランスが合理的でなければならない」（一九九七年一月四日判決、第82項）と述べた。

67 裁判所は、保証金又は他の金銭上の保証の合理性の評価にはいくつかの要因が関連すると思料する。そこには、嫌疑のある犯罪の重大性、抑留国の法律上科される又は科されうる刑罰、抑留された船舶及び押収された積荷の価値、抑留国が課した保証金の額及び形式が含まれる。

68 本件において、裁判所は、嫌疑のある犯罪の重大性、フランス法上、罪に科されうる最高刑に注目した。フランス代理人は、カモコ号船長に科されうる最高刑は五〇〇万フランの罰金であると述べた。裁判所は、フランス代理人による、条約第七三条3によりカモコ号船長は拘禁に服することはないとこの声明に留意する。フランス代理人によれば、フランス法上、カモコ号を所有する会社も、そのために行爲したカモコ号船長が行った犯罪について、法人として船長に科される額の五倍までの罰金の刑事責任を負う。しかしながら、裁判所は、会社に対して未だ訴追が行われていないことに注目する。

69 カモコ号の価値に関し、裁判所規則第一一条2(b)は、

船舶又はその乗組員の抑留からの釈放の申立ては、適当な場合には、船舶の価値の決定に関連するデータを含むと定める。しかし、船舶の価値だけが保証金又は他の金銭上の保証の額の決定を支配する要因ではない。本件において、

当事者はカモコ号の価値に関して一致しない。口頭手続中に、原告によりカモコ号の代替価格は三七一万七五七一フランであるとの専門家の証言が提出され、被告はこれを争わなかった。他方において、フランス当局が国内手続のためにした評価は二〇〇〇万フランであったが、この評価を

実証する記録に関する証拠はない。第36項及び第42項において言及された裁判所の命令に注意が払われる。裁判所は、被告によれば三八万フラン相当のカモコ号船内の漁獲物はフランス当局により没収され売却されたことにも注目する。

70 上記の考慮に基づき、本件の全体的事情に鑑み、裁判所は、フランス当局により課された二〇〇〇万フランの保証金は「合理的」でないと料する。

71 カモコ号が抑留されていることに争いはない。しかしながら、当事者はカモコ号の船長も抑留されているか否かについては一致していない。船長が、現在裁判所の監視下にあること、その旅券はフランス当局により取り上げられていること、したがって、彼はレユニオンを退去できない

状態にあることが認められる、裁判所は、本件の事情において、条約第二九二条1により船長の釈放を命じることが適当であると思料する。

72 以上の理由により、裁判所は、申立てが許容されること、原告の行った主張はこの手続の適用上十分に根拠があること、よって、フランスは第74項において定められるところによる保証金の支払又は金銭上の保証の提供の後速やかにカモコ号及びその船長を釈放しなければならないと認定する。

保証金又は他の金銭上の保証の形式と金額

73 裁判所は、かくして、規則第一一三条2に定められるように、提供されるべき保証金又は他の金銭上の保証の額、性質及び形式を決定する作業に到る。

74 以上の考慮に基づき、裁判所は、保証金又は金銭上の保証は八〇〇万フランとするべきであり、当事者が別段の合意をしない限り、銀行保証の形式とするべきであるとの見解を有する。

75 原告は、銀行保証は「フランス当局に適正に送付されるため、国際海洋裁判所の管理下に置かれるべく」命令することを求めた。規則第一一四条の規定は、保証金又は他

の金銭上の保証が裁判所に提供される場合の手続を定める。しかしながら、かかる手続は、当事者の合意を要する。保証金又は金銭上の保証は、当事者が別段の合意を行わない限り、抑留国に提供される（規則第一一三条3）。当事者が別段の合意を行っていないので、裁判所は、原告の要請を認めることはできない。

76 銀行保証は、就中、フランスがカモコ号及びその船長を釈放することを考慮し、一九九九年九月二八日にクロゼ諸島の経済水域において生じた事件に關して、発行されることを述べ、発行者は適当なフランスの国内裁判所等の終局判決若しくは決定又は当事者の合意により決定される八〇〇万フランまでの額をフランスに支払うことを約束し保証することを述べるべきである。保証された支払は、発行者が終局判決若しくは決定又は合意の認証謄本を添付したフランスの権限ある当局の文書による請求を受領した後速やかに行われるべきである。

判決の翻訳

77 原告は、規則第六四条4に従って、裁判所がその判決のスペイン語訳を準備するよう求めた。第六四条4は、次の規定である。

4 公用語の一以外の言語が当事者により選択され、当該言語が国際連合の公用語である場合には、裁判所の決定は、いづれかの当事者の要請により、当事者が費用を負担することなく、当該国際連合の公用語に翻訳される。

この規定は、当事者がその訴答書面のために英語又はフランス語以外の言語を選択した状態を扱っており、本件手続とは異なる。したがって、裁判所は、この規定に従って判決がスペイン語に翻訳されるとの原告の要請を認めることはできない。

主文

78 以上の理由により、裁判所は、

(1) 全員一致で、

裁判所は、条約第二九二条に基づき二〇〇〇年一月一七日にパナマに代わって行われた申立てを受理する管轄権を有すると認定する。

(2) 一九票対二票で、

申立ては、許容されると認定する。

賛成…チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、チャオ、カミノス、マロッタ・タンジェ

ル、ヤンコフ、山本、カロトキン、パク、バメラ・エンゴ、メンサ、アクル、ヴォルフルム、レイン、トレヴェス、マルシット、エイリクソン、ンディアエ及びジーザス各裁判官。

反対…アンダーソン及びヴカス各裁判官。

(3) 一九票対二票で、

フランスは、カモコ号及びその船長を保証金の支払により速やかに釈放しなければならないと命令する。

〔賛成及び反対の裁判官は上記(2)と同一なので、氏名の列挙を省略する。(5)も同じ。〕

(4) 一五票対六票で、

保証金は、フランスに提供される八〇〇万フランスフランとする。

賛成…チャンドラセカラ・ラオ裁判所所長、ネルソン裁判所次長、チャオ、カミノス、マロッタ・タンジェ、ヤンコフ、山本、バメラ・エンゴ、メンサ、アクル、レイン、マルシット、エイリクソン及びジーザス各裁判官。

反対…カロトキン、アンダーソン、ヴカス、ヴォルフルム、トレヴェス及びンディアエ各裁判官。

(5) 一九票対二票で、

保証は、銀行保証又は当事者が合意する場合には他のいずれかの形式とすることを決定する。

二〇〇〇年二月七日に自由ハンザ都市ハンブルクにて英語及び仏語（等しく正文）により三部作成し、一部を裁判所文書保管室に保存し、他をそれぞれパナマ共和国政府及びフランス共和国政府に送付する。

〔裁判諸規則第二二五条2により付与された権限を行使して、メンサ、レイン及びンディアエ裁判官が各々宣言を、判事裁判所規程第三〇条三項により付与された権利を行使して、ネルソン裁判所次長が分離意見を、アンダーソン、ヴカス、ヴォルフルム及びトレヴェス裁判官が各々反対意見を表明して、判決に添付した。〕